

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

1 第 64 条 (定額制の網使用料の支払義務) から第 68 条 (手続費の支払義務) までの規定、第 95 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額 (当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。) に消費税相当額を加算した額とします。

(適用欄の取扱い)

2 接続申込者は、この料金表の適用によらない接続を要望する場合は、第 11 条 (事前調査の申込み) に規定する事前調査の申込みを行うものとします。

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 網使用料の適用対象	<p>網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能 (第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。)、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。</p> <p>ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。</p> <p>ア 番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能                      イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能                      ウ 削除                      エ 標準信号方式対応機能</p>
(2) 当社が利用者料金の額を設定する接続形態に係る網使用料の適用	<p>別表 2 (接続形態) 第 2 表において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態に係る網使用料については、この料金表の規定にかかわらず、協定事業者はその支払いを要しません。</p>
(3) 削除	_____
(3)-2 事業法第 33 条 第 5 項の機能に係る網使用料の適用年度	<p>2 (料金額) 2-2 第 11 欄及び 2-13 第 3 欄に規定する機能に係る料金額は、令和 7 年度に適用します。</p>
(4) 公衆電話発信機能の適用	<p>ア 削除                      イ 2 (料金額) 2-10-1 第 1 欄に規定する機能については、2-10-1 に掲げる料金額に、2-10-2 に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	<p>ア 協定事業者は、2 (料金額) 2-8 (第 4 欄及び第 5 欄を除きます。)、又は 2-11 第 2324 欄に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第 1 表第 1 に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。</p> <p>イ 2-2 第 9 欄若しくは第 10 欄 (ア (イ) 欄及びイ (イ) 欄を除きます。)、2-4 第 4 欄 (イ欄及びウ欄を除きます。)、2-7 の 2、2-7 の 3、2-7 の 4、2-7 の 5、2-13 第 2 欄 (ウ欄を除きます。) 又は 2-13 第 4 欄ウ欄に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。</p> <p>(ア) 2-2 第 9 欄ア (ア) 欄及び第 10 欄ア (ウ) 欄、2-4 第 4 欄ア欄並びに 2-13 第 2 欄エ欄                      (イ) 削除                      (ウ) 削除                      (エ) 2-2 第 9 欄イ欄及び第 10 欄イ (ウ) 欄、2-4 第 4 欄ア欄並びに 2-13 第</p>

	<p>2 欄工欄</p> <p>(イ) 2-2 第 9 欄ア(イ) 欄及び第10欄ア(ア) 欄、2-4 第 4 欄工欄、2-7 の 2、2-7 の 3、2-7 の 4、2-7 の 5 並びに 2-13 第 2 欄ア欄又はイ欄及び第 4 欄ウ欄</p> <p>(カ) 削除</p> <p>(キ) 削除</p> <p>(ク) 2-2 第 9 欄イ欄及び第10欄イ(イ) 欄、2-4 第 4 欄工欄、2-7 の 2、2-7 の 3、2-7 の 4、2-7 の 5 並びに 2-13 第 2 欄ア欄又はイ欄及び第 4 欄ウ欄</p> <p>(ケ) 2-2 第11欄、2-4 第 4 欄工欄、2-7 の 2、2-7 の 3、2-7 の 4、2-7 の 5 並びに 2-13 第 2 欄ア欄及び第 4 欄ウ</p>
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	<p>協定事業者は、2 (料金額) 2-7 又は 2-8 に規定する機能（以下「特定機能」といいます。）を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。</p> <p>協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。</p>
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	<p>利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は 2 (料金額) 2-1-1-1 第 2 欄から第 4 欄、2-1 の 2 又は 2-6 に掲げる網使用料の支払いを要しません。</p>
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>2 (料金額) 2-1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア 端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄及び 2-1-1-2 第 1 欄に限ります。以下第12欄までにおいて同じとします。）については、専用サービス契約約款に規定する線式等の区別に準じて基本料及び加算料を適用します。</p> <p>イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第 2 表第 1 (工事費) 2-1 第13欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 3 欄に限ります。）については、2 (料金額) 2-1-1-1 に掲げる料金額に 2-1-1-2 第 1 欄ア欄又はイ(イ) 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>ウ 2 (料金額) 2-1-1-1 第 6 欄ア欄に規定する機能については、2-1-1-1 に掲げる料金額に 2-1-1-2 第 1 欄イ(イ) 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>エ 回線終端装置を利用する場合については、第 1 表（接続料金）第 2 (網改造料) 1-1 (網改造料の対象となる機能) 第6968欄または第7271欄を適用するときを除き、2 (料金額) 2-1-1 に掲げる料金額に 2-1-2 第 1 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1 第 6 欄ア欄又は 2-1-1-2 第 2 欄ア(ア) 欄に掲げる料金額に 2-1-2 第 2 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2 第 2 欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>カ 2 (料金額) 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1 に掲げる料金額に、2-1-1-2 第 2 欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1 の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について 2-1-1-2 第 2 欄ア(ア) ③ 欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について 2-1-1-2 第 2 欄イ(イ) 欄に規定する加算料を、1 の光</p>

信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。

キ 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄、(イ)欄又は(ウ)欄に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときの1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号主端末回線は、2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄を適用する場合は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄又は(ウ)欄を適用する場合は8を限度とします。

ク 光信号主端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2(料金額)2-1-1-1第6欄に掲げる料金額に2-1-1-2第3欄第4欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合に限ります。)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号主端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-1-1-2第3欄第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。

ケ 2(料金額)2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能について、2-1の3に規定する機能を一体として利用する場合にあっては、2-1-1-1第6欄ア(ア)欄に掲げる料金額を適用します。

コ 2(料金額)2-1-1-1第7欄に規定する機能については、協定事業者は、その利用する同欄の機能に係る全ての回線について同一の選択(同欄ア欄又はイ欄のいずれかの選択をいいます。)をすることを要します。

サ 2(料金額)2-1-1-1第4欄イ欄に規定する機能については、第64条(定額制の網使用料の支払義務)の規定にかかわらず、第37条の2(DSL回線の回線調整工事)第2項又は第3項の規定により、DSL回線の回線収容替えを行って第2群(収容に係る利用制限が設けられているものに限ります。)の伝送システムを用いるDSL回線をカッド内に単独収容する場合は、その回線収容替えを実施した日からその日を含む月の末日までの間、従前の機能に係る料金を適用します。

シ 削除

ス～セソ 削除

ソ タ 2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。

タ 2(料金額)2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる加算料については、左欄に掲げる料金額を適用します。ただし、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合は、左欄に掲げる料金額に代え、右欄に掲げる料金額を適用するものとします。

チ 2-1-1-1第4欄ア(イ)欄及びイ(イ)欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。

ツ 削除

	<p>テ 削除</p> <p>ト 2 (料金額) 2-1-1-1 第9欄に掲げる料金額は、当社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス（相互接続点と端末設備等との間に限った通信に係るものに限ります。以下この料金表において同じとします。）の品目の区分に応じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2 第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>ナ 2 (料金額) 2-1-1-1 第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を收容する伝送装置が設置された通信用建物において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(イ)欄及び2-1-1-2 第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ニ 第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、カの規定にかかわらず、2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2の2に掲げる料金額及び2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>ヌ 第34条の13第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、2 (料金額) 2-1-1-1の2に規定する機能については、2-1-1-1の2に掲げる料金額に、2-1-1-2 第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>ネ 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して3年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について2 (料金額) 2-1-1-1（基本料）第6欄イ欄又は2-1-1-2（加算料）第2欄イ欄に規定する料金額を適用します。</p> <p>ノ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に規定する機能について、保守用光信号主端末回線收容装置（光信号主端末回線收容装置の冗長化を可能とするものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合は1光信号伝送装置ごとの料金額、1保守用光信号主端末回線收容装置ごとの料金額及び光信号主端末回線收容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端末回線收容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を、保守用光信号主端末回線收容装置を利用しない場合は1光信号伝送装置ごとの料金額及び光信号主端末回線收容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端末回線收容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。これらの場合において、1の光信号伝送装置に設置できる光信号主端末回線收容装置は15を、保守用光信号主端末回線收容装置は1を限度とします。</p>
(8)-2～(8)-10 削除	
(8)-11 一般收容局 ルータ優先パケット 識別機能及び一般中 継系ルータ交換伝送 機能に係る料金の適 用	<p>ア 2 (料金額) 2-2 第10 欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄、2-13第2欄ウ欄及び第4欄イ欄については、組み合わせで適用します。</p> <p>イ 2-2 第10 欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数（第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>ウ 2-13第2欄ウ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み送受信データ量（第50条第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p>

<p>(8)-12 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用</p>	<p>ア 2（料金額）2-13第4欄に係る料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。</p> <p>イ 2（料金額）2-13第4欄ア（イ）欄に規定する料金については、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p><u>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点</u></p> <p><u>(イ) 削除</u></p> <p><u>(7) 接続対象地域を群馬県、新潟県、山梨県及び長野県とする群馬県内及び山梨県内の相互接続点</u></p> <p><u>(7) 接続対象地域を京都府とする大阪府内の相互接続点</u></p> <p><u>(イ) 接続対象地域を奈良県、滋賀県、和歌山県、石川県、福井県及び富山県とする兵庫県内の相互接続点</u></p> <p><u>(7) 接続対象地域を岐阜県、三重県及び静岡県とする愛知県内の相互接続点</u></p> <p><u>(イ) 接続対象地域を岡山県、山口県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県及び高知県とする広島県内の相互接続点</u></p> <p><u>(7) 接続対象地域を熊本県、鹿児島県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎県及び沖縄県とする福岡県内の相互接続点</u></p>
<p>(9) 削除</p>	<p>-----</p>
<p>(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用</p>	<p>2（料金額）2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア 通信路設定伝送機能について、分岐回線以外については2-6-1、分岐回線については2-6-2に掲げる料金額を適用します。</p> <p>イ 通信路設定伝送機能の基本料については、通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域の場合は2-6-1-1の料金額欄の右欄に掲げる料金額を、それ以外の場合は同料金額欄の左欄に掲げる料金額を適用します。</p> <p>ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。）、高速デジタル伝送サービス（以下「高速デジタル伝送」といいます。）、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。）の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。</p> <p>エ 2-6-1-1の料金額欄の左欄に掲げる料金額を適用する場合において、通信路設定伝送機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合は、2-6-1-1の料金額欄の左欄に掲げる料金額に2-6-1-2の料金額欄の左欄に掲げる料金額を10kmを超える10kmごとに加えた額を適用します。この場合において、通信路設定伝送機能を利用する区間の距離は、専用サービス契約約款中回線距離の測定の規定を準用して測定します。</p> <p>オ 単位料金区域ごとに当社が別に定める通信用建物と異なる通信用建物において、第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第5欄に規定する箇所 で接続する場合は、2-6-1-1に掲げる料金額に2-6-1-2の料金額欄の右欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
<p>(10)-2 光信号中継伝送機能に係る料金の適用</p>	<p>ア 一般光信号中継伝送機能に係る基本料については、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離に2（料金額）2-5-3-1に掲げる料金額を乗じて適用します。この場合において、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離は一般光信号中継回線のケーブルの長さにより算出します。</p> <p>イ 特別光信号中継伝送機能に係る基本料の算定に用いる利用波長数は、当該機能を利用する前月末時点のものとします。また、利用波長数が変動したときには、その事業年度末において必要な精算を行うものとします。</p> <p>ウ 光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2（料金額）2-5-3-1について上記アを適用して算出した料金額又は2-5-3-2に規定する料金額に2-5-3-3第1欄に掲げる料金額及び第2欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離</p>

	に第2欄に掲げる料金額を乗じた額(第1欄と同時に適用する場合に限ります。)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合並びに光信号中継回線及び光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-5-3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(10)-3 削除	-----
(10)-4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 2-6の3に規定するイーサネットフレーム伝送機能の料金については、イに規定する場合を除き、その接続の態様に依じて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-2に掲げる料金額及び2-6の3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-6の3-2の料金額についてはその機能を利用する都道府県の区域(当社が別に定める区域とすることがあります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。)ごとに、2-6の3-3の料金額についてはその機能を利用する単位料金区域(当社が別に定める区域とすることがあります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。)ごとに、それぞれ加えるものとします。</p> <p>イ イーサネットフレーム伝送機能を利用する区域を、単位料金区域に限る場合には、その接続の態様に依じて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-3に掲げる料金額をその単位料金区域ごとに加えた額を適用します。</p> <p>ウ 2-6の3-2又は2-6の3-3に掲げる料金額については、それぞれと組み合わせて適用する2-1-1-1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値(100Mbit/sを超えて1Gbit/s未満となる場合には、100Mbit/s未満の端数を、1Gbit/sを超えて10Gbit/s未満となる場合には、1Gbit/s未満の端数を、10Gbit/sを超えて100Gbit/s未満となる場合には、10Gbit/s未満の端数を、100Gbit/sを超えて1Tbit/s未満となる場合には、100Gbit/s未満の端数を、1Tbit/sを超えて10Tbit/s未満となる場合には、1Tbit/s未満の端数を、10Tbit/sを超える場合には、10Tbit/s未満の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。)に依じて適用します。この場合において、伝送容量の合計値が100Tbit/sを超えるときは、100Tbit/sの符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した金額を100Tbit/sを超えた10Tbit/sごとに加算して適用するものとします。</p>
(11) 臨時専用契約の場合の端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能に係る料金の適用	当社の契約者が専用サービス契約約款の規定により臨時専用契約を締結する場合の通信路設定伝送機能等の料金については、該当する網使用料(加算料を含みます。)の月額額の10分の1を日額として適用します。
(12) 端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能の組み合わせ	端末回線伝送機能2-1-1-1第3欄及び通信路設定伝送機能については、専用サービスに準じて該当する機能を組み合わせ適用します。
(12)-2 削除	-----
(12)-3 端末回線伝送機能及びイーサネットフレーム伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能2-1-1-1第9欄及びイーサネットフレーム伝送機能については、その接続の態様に依じて、2-1-1-1第9欄に掲げる料金額に2-6の3に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、これらの機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理業務等を当社が行うために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することを要します。
(12)-4 端末回線伝送機能及び特別光信号中継伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄については、その接続の態様に依じて、2-1-1-1第6欄に掲げる料金額に2-5-3-2に掲げる料金額を組み合わせ適用します。
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄又はウ(イ)欄(1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。))に限ります。)に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額

	<p>を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア(ア)欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「10Gbit/sタイプ」といいます。))に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4イ欄に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせて適用します。これらの場合において、1の光局内スプリッタ(通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。))。</p> <p>また、2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。</p> <p>イ 2(料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4ア欄又はイ欄に掲げる料金額を、<u>2-1-1-1第2欄ウ(ウ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4ウ欄に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせて適用する場合があります。</u>これらの場合において、2-1の4ア(ア)欄又はイ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4ア(イ)欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)、<u>2-1の4ウ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数32を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が32のもの」といいます。))。</u></p> <p>また、2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄又は(ウ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。</p>
(14)～(22) 削除	<hr/>
(23) DSL回線管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金の適用	<p>DSL回線管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2(料金額)2-1-1-1第4欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄、2-11第23欄第24欄又は第1表(接続料金)第2(網改造料)1(適用)1-1(網改造料の対象となる機能)第70欄第69欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用	<p>DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2(料金額)2-1-1-1第4欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄に規定する機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。</p>

(25) 光信号局内伝送機能に係る料金の適用	<p>当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と他事業者の電気通信設備を接続する光信号局内伝送路又は当該光信号局内伝送路を利用する区間若しくは2（料金額）2-1-1-2第3欄第4欄若しくは2-5-3-3に規定する機能に係る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路（以下「光信号局内予備伝送路」といいます。）を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2-11第19欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額（ア欄と同時に適用する場合に限ります。）を加えた額を適用します。</p>
(26) 端末間伝送等機能の料金の適用	<p>ア 端末間伝送等機能は、一般専用（帯域品目のうち放送利用に係るものを除きます。）及び高速デジタル伝送に適用します。ただし、専用サービス契約約款附則第11条に規定するものを除きます。</p> <p>イ 端末間伝送等機能の基本額を、専用サービス契約約款に規定する基本額とみなして、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用について、専用サービス契約約款に規定されている部分を準用します。</p> <p>この場合において、当社は、長期継続利用に係る端末間伝送等機能を利用している協定事業者から、長期継続利用の廃止等があった場合に支払いを要する額を一括支払いする旨の規定を適用しないよう求める申出があったときは、次のとおりとします。</p> <p>(7) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に他の協定事業者から端末間伝送等機能の利用の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合には、その協定事業者とその他の協定事業者が同一の者であるものとみなして取り扱うものとします。</p> <p>(イ) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に当社の契約約款に基づく契約（専用契約（高速デジタル伝送サービスに係るものに限ります。）又はLAN型通信網契約とし、他社料金設定回線に係るものを除きます。）の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合又はその協定事業者が契約者となる場合には、その協定事業者とその契約の申込みを行った者が同一の協定事業者であるものとみなして取り扱うものとします。</p> <p>ウ 端末間伝送等機能については、協定事業者は、その利用する機能に係る全ての回線について同一の選択（(7)欄又は(イ)欄のいずれかの選択をいいます。）をすることを要します。</p> <p>エ 回線終端装置を利用する場合は、2（料金額）2-12-1に掲げる料金額について上記イを適用して算出した額に、2-12-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(26)-2 削除	
(27) 網同期クロック供給機能の料金の適用	<p>ア 当社の網同期クロック供給機能を用いて、協定事業者と他の電気通信事業者（当社の網同期クロック供給機能の提供を受けている電気通信事業者及び特定端末系事業者を除きます。以下この欄において、他の電気通信事業者を「協定外電気通信事業者」といいます。）間との通信の同期をとる場合には、当該協定事業者は協定外電気通信事業者の数に1を加えた事業者数分の網使用料の支払いを要します。ただし、協定外電気通信事業者が当社に網同期クロック供給機能の料金に相当する額を支払う場合はこの限りではありません。</p> <p>イ 当社の網同期クロック供給機能の提供を受ける協定事業者（協定外電気通信事業者を含みます。以下この欄において同じとします。）は、特定端末系事業者の網同期クロック供給機能の提供を受けるものとします。</p>
(28) 削除	
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	<p>ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ(7)欄又は(イ)欄に係る料金及び2-1-1-1第6欄ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。</p> <p>イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(7)欄又は</p>

	イ欄に係る料金と組み合わせて適用します。						
(30) 保守の区別	<p>第8欄及び第10欄並びに2（料金額）に掲げる保守の区別については、以下のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td> <p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの）とします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> <p>イ タイプ1-2 保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> </td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>保守対応時間が限定されていないもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	<p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの）とします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> <p>イ タイプ1-2 保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p>	タイプ2	保守対応時間が限定されていないもの
区 別	内 容						
タイプ1	<p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの）とします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p> <p>イ タイプ1-2 保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</p>						
タイプ2	保守対応時間が限定されていないもの						
(31) 付加機能接続機能に係る料金の適用	この料金表の規定にかかわらず、別表1（接続により提供する機能）の1-2に規定する付加機能接続機能に係る料金については、協定事業者は網使用料の支払いを要しません。						
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合があります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和8年4月1日時点のIP通信網終端装置（IPoE方式で接続するものに限り、以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和8年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。						

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分			単位	料金額	備考	
(1) 削除						
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を受容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ 削除				
		ウ 光信号伝送装置により符号伝送可能なもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの (1 Gbit/sタイプに限ります。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,100円 ----- 1,021円	2-1の4に係る料金は含みません。
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,100円 ----- 1,021円	
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,133円 ----- 1,052円	
			(4) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線又は光局内スプリッタの最大数が8のもの (1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号伝送装置ごとに 80,759円 ----- 77,499円	
		1 光信号主端末回線収容装置ごとに 10,992円 ----- 10,727円				
		1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに 12,151円 ----- 11,587円				
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号伝送装置ごとに 80,759円 ----- 77,499円	
		1 光信号主端末回線収容装置ごとに 10,992円 ----- 10,727円				
		1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに 12,151円 ----- 11,587円				

				③ ①②以外のもの	1 光信号伝送装置ごとに	83,182円 79,824円	
					1 光信号主端末回線収容装置ごとに	11,322円 11,049円	
					1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,516円 11,935円	
			(4) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が8のもの(25Gbit/sタイプのものに限りま	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号伝送装置ごとに	58,188円	2-1の4に係る料金は含みませ
					1 光信号主端末回線収容装置ごとに	71,885円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号伝送装置ごとに	58,188円	
					1 光信号主端末回線収容装置ごとに	71,885円	
				③ ①②以外のもの	1 光信号伝送装置ごとに	59,934円	
					1 光信号主端末回線収容装置ごとに	74,042円	
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1 回線ごとに	1,787円 1,918円	
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1 回線ごとに	1,787円 1,918円	
			(4) (7)(4)以外のもの		1 回線ごとに	1,841円 1,976円	
		イ 4線式のもの			1 回線ごとに	3,681円 3,951円	
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに		第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
				② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに		第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
				③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに		第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額

		④	令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①D欄に規定する料金額
		⑤	令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①E欄に規定する料金額
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		①	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
		②	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
		③	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額
		④	令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②D欄に規定する料金額
		⑤	令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②E欄に規定する料金額
(ウ) (7)(イ)以外のもの		①	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額
		②	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額
		③	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額
		④	令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③D欄に規定する料金額
		⑤	令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③E欄に規定する料金額
エ 2芯式のもの	(7)~(イ)	削除			—
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	①	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,430円 5,607円
		②	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,630円 5,824円

				③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,760円 <u>5,929円</u>
				④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,869円 <u>6,069円</u>
				⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	5,953円 <u>6,166円</u>
(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,841円 <u>1,966円</u>
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,841円 <u>1,966円</u>
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,896円 <u>2,025円</u>
			(イ) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	88円 <u>71円</u>
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	88円 <u>71円</u>

イ	第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カドに単独収容されているものに限ります。)	(7) (イ) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,091円 2,210円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,091円 2,210円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,146円 2,269円	
		(4) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	338円 315円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	338円 315円	
(4)-2 削除						
(5) 削除						
(6)	ア 光回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表第1-3欄で接続する場合)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であつて、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,636円 2,722円
				B 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,733円 2,827円
				C 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,796円 2,878円
				D 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849円 2,946円
				E 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,890円 2,993円

じとし  
ます。)利用  
する場  
合

② 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	A 令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごと に	2,636円 <u>2,722円</u>
	B 令和9年4月 1日から令和 10年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごと に	2,733円 <u>2,827円</u>
	C 令和10年4月 1日から令和 11年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごと に	2,796円 <u>2,878円</u>
	D 令和11年4月 1日から令和 12年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごと に	2,849円 <u>2,946円</u>
	E 令和12年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ごと に	2,890円 <u>2,993円</u>
③ ①② 以外 の もの	A 令和8年4月 1日から令和 9年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごと に	2,715円 <u>2,804円</u>
	B 令和9年4月 1日から令和 10年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごと に	2,815円 <u>2,912円</u>
	C 令和10年4月 1日から令和 11年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごと に	2,880円 <u>2,964円</u>
	D 令和11年4月 1日から令和 12年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごと に	2,934円 <u>3,034円</u>
	E 令和12年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ごと に	2,977円 <u>3,083円</u>

(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,636円 2,722円
		B	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,733円 2,827円
		C	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,796円 2,878円
		D	令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849円 2,946円
		E	令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,890円 2,993円
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,636円 2,722円
		B	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,733円 2,827円
		C	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,796円 2,878円
		D	令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,849円 2,946円
		E	令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,890円 2,993円
	③ ①②以外のもの	A	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,715円 2,804円
		B	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,815円 2,912円

			C	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,880円 <u>2,964円</u> .....	
			D	令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,934円 <u>3,034円</u> .....	
			E	令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,977円 <u>3,083円</u> .....	
イ	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限り、）により1芯にて伝送を行う機能	(ア)	保守の区別がタイプ1-1のもの	①	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,344円 <u>2,255円</u> .....
				②	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,431円 <u>2,342円</u> .....
				③	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,475円 <u>2,373円</u> .....
				④	令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,517円 <u>2,419円</u> .....
				⑤	令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,553円 <u>2,451円</u> .....
				①	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,344円 <u>2,255円</u> .....
		(イ)	保守の区別がタイプ1-2のもの	②	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,431円 <u>2,342円</u> .....
				③	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,475円 <u>2,373円</u> .....

	④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,517円 <u>2,419円</u> .....
	⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,553円 <u>2,451円</u> .....
(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,410円 <u>2,320円</u> .....
	② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,500円 <u>2,409円</u> .....
	③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,545円 <u>2,441円</u> .....
	④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,588円 <u>2,488円</u> .....
	⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,625円 <u>2,521円</u> .....

(7) 総合デジタル通信端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能（その接続形態が総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第2種総合デジタル通信サービス（23B+D利用であるもの）に限ります。）の契約者（臨時第2種契約者及び共用契約者回線の契約者を除きます。）と同一であるものに限ります。）	ア	イ以外のもの	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約約款の該当する回線使用料（基本料）から当該回線使用料（基本料）の24.8%に相当する料金を減じた額	——
		イ	当社が当該協定事業者との間における接続の申込受付（申込書の修正等を含みます。）及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行わない場合（以下「連絡調整業務なしの場合」といいます。）	1回線ごとに	総合デジタル通信サービス契約約款の該当する回線使用料（基本料）から当該回線使用料（基本料）の35.6%に相当する料金を減じた額	——
(8) 削除	——	——	——	——	——	——
(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア	10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,658円 5,959円 .....	——
		イ	200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,328円 10,612円 .....	
		ウ	2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,441円 3,369円 .....	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分			単位	料金額	備考	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限り、す。）により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	(7) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 2,110円 2,043円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 160円 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 181円 のうち、 158円 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 150円 161円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 150円 161円 のうち、 148円 160円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	(ウ)	令和10年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、  237円 214円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  237円 214円 のうち、 234円 212円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7)	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,110円 2,043円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、  160円 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  160円 181円 のうち、 158円 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(イ)	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、  150円 161円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  150円 161円 のうち、 148円 160円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ウ) 令和10年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、  237円 214円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  237円 214円 のうち、 234円 212円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
ウ アイ以外のもの	(ウ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,102円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、  164円 186円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  164円 186円 のうち、 162円 185円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(イ) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、  155円 166円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  155円 166円 のうち、 153円 165円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(ウ) 令和10年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、  244円 220円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  244円 220円 のうち、 241円 218円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

区分		単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	209円 183円		
	イ 1芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 令和8年4月1日から令和9月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額
			② 令和9年4月1日から令和10月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額
			③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額
			④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)④欄に規定する料金額
			⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)⑤欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 令和8年4月1日から令和9月31日まで適用する料金	1回線ごとに	166円 147円	
		② 令和9年4月1日から令和10月31日まで適用する料金	1回線ごとに	168円 149円	
		③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	169円 149円	
		④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	169円 150円	
		⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	169円 150円	
	ウ 削除				

(2)	2-1-1 1-1-1 1-1-2 欄又は第6欄に規定する機能に係る加算料	ア	光信号分岐末端回線に係る加算料	(7)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用するもの	①	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	391円 503円	82円
						②	保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	391円 503円	82円
						③	①②以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	403円 518円	84円
		(イ)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	①	当社が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等にその光信号分岐末端回線が収容されているもの	A	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	394円 505円	82円
						B	保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	394円 505円	82円
						C	AB以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	406円 520円	84円
				②	協定事業者が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等にその光信号分岐末端回線が収容されているもの	A	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	389円 501円	82円
						B	保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	389円 501円	82円
						C	AB以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	401円 516円	84円

イ 光信号主 端末回線 に係る加 算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,344円 ----- 2,255円 -----
		② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,431円 ----- 2,342円 -----
		③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,475円 ----- 2,373円 -----
		④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,517円 ----- 2,419円 -----
		⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,553円 ----- 2,451円 -----
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,344円 ----- 2,255円 -----
		② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,431円 ----- 2,342円 -----
		③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,475円 ----- 2,373円 -----
		④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,517円 ----- 2,419円 -----
		⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,553円 ----- 2,451円 -----

	(7) (7) (イ) 以外のもの	① 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,410円 ----- 2,320円 -----	
		② 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,500円 ----- 2,409円 -----	
		③ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,545円 ----- 2,441円 -----	
		④ 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,588円 ----- 2,488円 -----	
		⑤ 令和12年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	2,625円 ----- 2,521円 -----	
(3) 削除					
(3) (4)	光信号 局内伝 送路を 利用す る場合 の加算 料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ご とに	380円 ----- 289円 -----	
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ご とに1メー トルあた り	1,184円 ----- 1,585円 -----	
(4) (5)	削除				

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分				単位	料金額	備考
2-1-1-1 第2欄 ウ欄に規定 する機能に 係る加算料	光信号 主端末 回線に 係る加 算料	ア 保守の区別 がタイプ1 -1のもの	(7) 令和8 年4月 1日か ら令和 9年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,110円 <u>2,043円</u>	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(7)①欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(7)①欄に 規定する料 金額に、  160円 181円 <u>を加算した</u> 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  160円 181円 <u>のうち、</u> 158円 180円 <u>にのみ消費税相当額を加 算するものとします。</u>
			(4) 令和9 年4月 1日か ら令和 10年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(7)②欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(7)②欄に 規定する料 金額に、  150円 161円 <u>を加算した</u> 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  150円 161円 <u>のうち、</u> 148円 160円 <u>にのみ消費税相当額を加 算するものとします。</u>

		(ウ) 令和10年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、  237円 214円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  237円 214円 のうち、 234円 212円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ	保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,110円 2,043円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、  160円 181円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  160円 181円 のうち、 158円 180円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(イ) 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄に規定する料金金額に、  150円 161円 を加算した料金金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  150円 161円 のうち、 148円 160円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(ウ) 令和10年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄に規定する料金金額に、  237円 214円 を加算した料金金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  237円 214円 のうち、 234円 212円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			ウ アイ以外のもの	(7) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,169円 2,102円
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(ウ)①欄に 規定する料 金額に、  164円 186円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  164円 186円 のうち、 162円 185円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
(イ)	令和9 年4月 1日か ら令和 10年3 月31日 まで適 用する 料金		1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(ウ)②欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
			1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(ウ)②欄に 規定する料 金額に、  155円 166円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  155円 166円 のうち、 153円 165円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
(ウ)	令和10 年4月 1日以 降に適 用する 料金		1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(ウ)③欄に 規定する料 金額に、  244円 220円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  244円 220円 のうち、 241円 218円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考	
(1) 回線終端装置の部分の加算額		専用サービス契約約款の料金表を準用します。	——	
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア 既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用する場合（イ欄を適用する場合を除きます。）	専用サービス契約約款の高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/s用の場合の屋内配線専用料を2で除した額を適用します。	——	
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		219円 211円 .....
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		228円 218円 .....
		(ウ) (7)(イ)以外のもの		233円 224円 .....

2-1の2 削除

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

		区分		料金額	備考	
光信号電気 信号変換機 能	第5条（標準的な 接続箇所）第1項 表中第2欄で接続 する場合におい て、光信号電気信 号変換装置により 信号（100Mbit/s又 は1Gbit/sまでの 符号伝送が可能な もの）の相互変換 を行う機能	(1) 100Mbit/s までの符号 伝送が可能 なもの （以下 「100Mbit/s タイプ」と いいま す。）	ア 保守の区別がタイ プ1-1のもの	319円	—	
			イ 保守の区別がタイ プ1-2のもの	319円		
			ウ アイ以外のもの	329円		
			(1) 削除		—	—
			(2) 1Gbit/sタイ プ	ア 保守の区別がタイ プ1-1のもの	815円 393円	—
		イ 保守の区別がタイ プ1-2のもの		815円 393円		
		ウ アイ以外のもの		839円 405円		

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区分				料金額	備考	
光信号多重分離機能	光局内スプレッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 1 Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	120円 79円	——
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	120円 79円	
				③ ①②以外のもの	124円 81円	
		(4) 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	108円 299円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	108円 299円		
			③ ①②以外のもの	111円 308円		
	イ 10Gbit/sタイプ	光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	419円 408円	——	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	419円 408円		
			③ ①②以外のもの	432円 420円		
ウ 25Gbit/sタイプ	光信号端末回線の最大収容数が32のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	2,058円	——		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	2,058円			
		③ ①②以外のもの	2,120円			

2-2 端末系交換機能

区分			単位	料金額	備考	
(1)~(8) 削除						
(9) 端末系 ルータ 交換機 機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア 1Gbit/s タイプ	(7) (イ)以外のもの	1装置ごとに月額	462,790円 479,755円	—
			(イ) 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	490,196円 330,677円	
		イ 10Gbit/sタイプ		1装置ごとに月額	996,255円 933,424円	—
		ウ 100Gbit/sタイプ		1装置ごとに月額	1,219,417円	—
(10) 一般収容局 ルータ 優先パケット 識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア 1 Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに月額	3.01円 2.41円	—
			(イ) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.92円 2.39円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1装置ごとに月額	11,917円 11,478円	
		イ 10Gbit/s タイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1契約数ごとに月額	3.01円 2.41円	
			(イ) 優先クラスを識別するもの	1装置ごとに月額	2.92円 2.39円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1装置ごとに月額	11,917円 11,478円	
			(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1秒ごとに	0.0328553円	
			(イ) 優先クラスを識別するもの	1秒ごとに	0.0328553円	
(11) メタル 回線収容機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第5条第1項の表中第7-2欄で接続する場合において 音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能			1秒ごとに	0.0328553円	—

2-3 削除

2-4 関門系ルータ機能

区分		単位		備考		
(1)~(3) 削除						
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信交換を行う機能	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合	1装置ごとに月額	360,849円 535,922円		
		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7) 東京都内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	443,315円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用しません。
				1ポートあたり月額	160,386円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用しません。
			(4) 千葉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	169,944円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用しません。
			(5) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	165,419円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用しません。
			(6) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	151,060円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用しません。
			(8) 削除			

(カ) 北海道内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	186,990円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(キ) 宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	199,052円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	242,975円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ケ) 茨城県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	241,762円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(コ) 栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	321,858円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(サ) 群馬県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	559,861円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(シ) 新潟県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	559,861円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ス) 宮城県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	427,646円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

(e) 福島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	559,861円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	170,433円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(4) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	236,038円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(5) 愛知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	194,068円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(I) 広島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	260,898円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	198,991円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(カ) 京都府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	278,015円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(キ) 静岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	375,727円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

(ク) 岐阜県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	421,736円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ケ) 三重県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	500,117円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(コ) 熊本県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	498,917円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(サ) 鹿児島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	499,150円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(シ) 岡山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	422,569円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ス) 長崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	785,083円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(セ) 山口県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	499,150円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ヤ) 滋賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	501,533円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

(㇆) 石川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	496,800円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(㇇) 富山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,250円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(㇈) 奈良県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	785,750円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(㇉) 愛媛県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	785,750円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(㇊) 香川県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	787,472円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(㇋) 佐賀県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,250円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(㇌) 沖縄県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	599,750円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
(㇍) 大分県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,667円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。

	(ネ) 和歌山県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,667円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	(ノ) 宮崎県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,667円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	(ハ) 福井県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	785,806円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	(ト) 徳島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,156,875円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	(7) 島根県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,667円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	(ハ) 鳥取県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,157,667円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	(ホ) 高知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,156,875円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適用します。
	ウ 削除	—	—	—
	エ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合	1秒ごとに	0.000007753円 0.000010547円	—

2-4の2 削除

2-5 中継伝送機能

2-5-1 削除

2-5-2 削除

2-5-2の2 削除

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分		料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.184円
			1.585円
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.184円
			1.585円

2-5-3-2 特別光信号中継伝送機能に係る基本料

1 波長ごとに月額

区分	料金額	備考
特別光信号中継回線により1波長にて伝送を行う機能	<p>特別光信号中継伝送機能に係る基本料については、次の算出式により、波長分割多重回線（特別光信号中継回線から波長分割多重装置を除いた部分をいいます。以下同じとします。）に係る利用区間ごとの料金額を算定し、それらの料金額を合計して適用します。</p> $\frac{\text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの料金額} \times \text{波長分割多重回線の距離} \times \text{波長分割多重回線の回線数} + \text{波長分割多重装置に係る費用}}{\text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの利用波長数}}$ <p>ア 波長分割多重回線の利用料は、2-5-3-1（一般光信号中継伝送機能に係る基本料）に規定する料金額を準用するものとし、波長分割多重回線の距離は、そのケーブルの長さにより算出します。</p> <p>イ 波長分割多重装置に係る費用は、第2（網改造料）2（料金額）2-1（算出式）に規定する算出式を用いて算定するものとします。</p> <p>ウ 利用波長数には、第34条の7（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第5項の規定により利用を開始したものとみなす特別光信号中継回線に係る波長数を含むものとします。</p>	

2-5-3-3 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 380円 ----- 289円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物と間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり 1,184円 ----- 1,585円	

2-6 通信路設定伝送機能 (NTT東日本の場合)

2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額

2-6-1-1 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考			
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合				
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	15,772円	11,945円	—		
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	14,363円	10,393円			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	128,513円	124,686円	—	
			クラスが下記以外のもの	14,920円	11,309円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	エコノミークラスのもの	15,204円	11,521円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	15,772円	11,945円		
			保守の区別が上記以外のもの	170,728円	163,074円		
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	27,548円	20,326円		
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	28,085円		20,719円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	29,158円		21,504円
		保守の区別が上記以外のもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	212,893円	201,412円		
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	255,091円	239,783円		
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	339,492円	316,525円			
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	423,887円	393,266円			
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	592,681円	546,751円			
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	845,873円	776,976円			
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,099,065円	1,007,201円		
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	317,652円		230,988円
		保守の区別がタイプ1-2のもの		323,991円	235,594円		
		保守の区別が上記以外のもの		336,669円	244,805円		
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,394,457円	1,275,798円			
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,732,045円	1,582,765円			
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,027,437円	1,851,362円					
イ 高速デジタル伝送に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,170,415円	3,025,203円			
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,253,808円	3,085,694円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	4,420,597円	3,206,673円		
保守の区別が上記以外のもの	4,420,597円	3,206,673円					

2-6-1-2 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考			
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料				
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	3,730円	7,153円	—		
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	4,140円	5,419円			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	3,730円	7,153円	—	
			クラスが下記以外のもの	3,520円	6,748円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	エコノミークラスのもの	3,590円	6,883円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,730円	7,153円		
			保守の区別が上記以外のもの	7,460円	14,306円		
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	7,040円	13,496円		
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,180円		13,766円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	7,460円		14,306円
		保守の区別が上記以外のもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,190円	21,459円		
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	14,920円	28,612円		
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	22,390円	42,917円			
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	29,850円	57,223円			
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	44,770円	85,835円			
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	67,160円	128,752円			
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	89,550円	171,669円		
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	84,480円		161,952円
		保守の区別がタイプ1-2のもの		86,170円	165,191円		
		保守の区別が上記以外のもの		89,550円	171,669円		
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	115,670円	221,739円			
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	145,520円	278,962円			
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	171,640円	329,032円					
イ 高速デジタル伝送に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	520,700円	2,786,680円			
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	531,110円	2,842,414円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	551,940円	2,953,881円		
保守の区別が上記以外のもの	551,940円	2,953,881円					

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,757円	—	
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,205円		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	123,498円	—
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	160,697円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	197,847円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	235,030円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	309,395円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	383,760円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	532,492円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	755,587円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	978,683円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,238,962円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,536,423円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,796,702円	

2-6 通信路設定伝送機能 (NTT西日本の場合)  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

			1回線ごとに月額		
区 分			料金額	備考	
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	920円	3,906円
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	920円	3,906円
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	3,030円	5,624円
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	920円	3,906円
			エコノミークラスのもの	870円	3,685円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	890円	3,759円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	920円	3,906円
			保守の区別が上記以外のもの	1,840円	7,812円
				1,740円	7,370円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,770円	7,517円
			エコノミークラスのもの	1,840円	7,812円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	2,770円	11,718円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,690円	15,624円
			保守の区別が上記以外のもの	5,530円	23,437円
				7,380円	31,249円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	7,830円	31,249円
			エコノミークラスのもの	11,070円	46,873円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	16,600円	70,310円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	22,130円	93,746円
			保守の区別が上記以外のもの	28,590円	121,089円
			35,040円	148,432円	
256kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	41,500円	175,775円		
	エコノミークラスのもの	323,550円	986,850円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	330,020円	1,006,587円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	342,960円	1,046,061円		
	保守の区別が上記以外のもの	2,641,713円	1,542,453円		
		2,694,532円	1,573,287円		
384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,800,169円	1,634,955円		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
512kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
ウ 削除					

2-6-1-2 加算料

			1回線ごとに月額		
区 分			料金額	備考	
			通信路設定伝送機能の距離が相互接続点が当社に別定める10kmを超える場合の10kmごとの加算料	通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	920円	3,906円
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	920円	3,906円
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	3,030円	5,624円
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	920円	3,906円
			エコノミークラスのもの	870円	3,685円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	890円	3,759円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	920円	3,906円
			保守の区別が上記以外のもの	1,840円	7,812円
				1,740円	7,370円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,770円	7,517円
			エコノミークラスのもの	1,840円	7,812円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	2,770円	11,718円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,690円	15,624円
			保守の区別が上記以外のもの	5,530円	23,437円
				7,380円	31,249円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	7,830円	31,249円
			エコノミークラスのもの	11,070円	46,873円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	16,600円	70,310円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	22,130円	93,746円
			保守の区別が上記以外のもの	28,590円	121,089円
			35,040円	148,432円	
256kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	41,500円	175,775円		
	エコノミークラスのもの	323,550円	986,850円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	330,020円	1,006,587円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	342,960円	1,046,061円		
	保守の区別が上記以外のもの	2,641,713円	1,542,453円		
		2,694,532円	1,573,287円		
384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,800,169円	1,634,955円		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
512kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	—	—		
	エコノミークラスのもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	—	—		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	—	—		
	保守の区別が上記以外のもの	—	—		
		—	—		
ウ 削除					

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

			1回線ごとに月額	
区 分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	9,323円
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	9,323円
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,629円
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	37,356円
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	53,573円
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	69,712円
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	85,902円
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	118,284円
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	150,665円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	215,426円
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	312,569円
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	409,711円
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	523,045円
				636,378円
			749,711円	

2-6の2 削除

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。）	287,356円	_____
		198,276円	

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	71,375円
			81,122円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	94,227円
			107,096円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	111,154円
			126,337円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	124,696円
			141,730円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	136,546円
			155,199円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	146,985円
			167,065円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	156,295円
			177,649円
	165,041円		
	187,592円		
	172,941円		
	196,572円		
	180,559円		
	205,232円		
	238,683円		
	271,310円		
	281,008円		
	319,434円		
	315,717円		
	358,900円		
	345,347円		
	392,595円		
	371,592円		
	422,442円		
	395,581円		
	449,724円		

800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	417,312円 474,441円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	437,633円 497,555円
1 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	456,825円 519,387円
2 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	603,893円 686,722円
3 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	711,184円 808,849円
4 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	798,727円 908,531円
5 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	873,858円 994,105円
6 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	940,807円 1,070,382円
7 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,000,985円 1,138,963円
8 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,056,368円 1,202,093円
9 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,107,801円 1,260,735円
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,155,848円 1,315,529円
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,529,124円 1,741,631円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,801,121円 2,052,626円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,023,185円 2,306,870円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,214,218円 2,525,845円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,383,527円 2,720,131円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,537,039円 2,896,462円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,677,855円 3,058,364円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,808,516円 3,208,724円

100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,930,713円 3,349,465円
200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,881,579円 4,448,748円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,576,288円 5,256,900円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,144,612円 5,921,409円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,634,228円 6,496,463円
600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,069,396円 7,009,635円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,463,940円 7,476,636円
800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,826,606円 7,907,406円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	7,164,164円 8,309,640円
1Tbit/sの符合伝送が可能なもの	7,480,282円 8,687,506円
2Tbit/sの符合伝送が可能なもの	9,951,419円 11,681,906円
3Tbit/sの符合伝送が可能なもの	11,775,677円 13,941,101円
4Tbit/sの符合伝送が可能なもの	13,279,459円 15,836,060円
5Tbit/sの符合伝送が可能なもの	14,584,635円 17,505,296円
6Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15,751,860円 19,017,744円
7Tbit/sの符合伝送が可能なもの	16,816,396円 20,413,483円
8Tbit/sの符合伝送が可能なもの	17,800,813円 21,718,162円
9Tbit/sの符合伝送が可能なもの	18,720,627円 22,949,418円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	19,586,840円 24,119,753円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	26,502,992円 33,838,731円
30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	31,782,059円 41,697,092円
40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	36,251,189円 48,634,925円
50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	40,217,598円 55,001,395円
60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	43,835,038円 60,971,246円
70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	47,192,372円 66,645,476円

	80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	50,347,433円 72,089,814円
	90Tbit/sの符合伝送が可能なもの	53,339,153円 77,348,508円
	100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	56,195,459円 82,453,299円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

		区分	料金額	備考
イーサネット フレーム伝送 機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限ります。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	105,206円 100,412円	
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	138,891円 132,564円	
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	163,843円 156,382円	
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	183,806円 175,437円	
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	201,274円 192,112円	
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	216,662円 206,802円	
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	230,388円 219,905円	
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	243,281円 232,214円	
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	254,928円 243,332円	
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	266,158円 254,054円	
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	351,850円 335,870円	
		300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	414,257円 395,462円	
		400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	465,436円 444,339円	
		500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	509,130円 486,072円	
		600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	547,835円 523,043円	
		700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	583,213円 556,839円	
800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	615,264円 587,461円			

900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	645,237円 616,098円
1 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	673,546円 643,147円
2 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	890,521円 850,542円
3 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,048,865円 1,001,980円
4 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,178,103円 1,125,638円
5 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,289,044円 1,231,834円
6 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,387,926円 1,326,520円
7 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,476,829円 1,411,683円
8 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,558,662円 1,490,098円
9 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,634,675円 1,562,958円
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,705,697円 1,631,055円
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,257,909円 2,161,220円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,660,843円 2,548,913円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,990,175円 2,866,361円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,273,768円 3,140,154円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,525,343円 3,383,390円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,753,631円 3,604,401円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,963,208円 3,807,554円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,157,815円 3,996,419円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,339,948円 4,173,379円

200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,761,671円 5,561,595円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,805,829円 6,589,461円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	7,663,700円 7,439,535円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	8,405,557円 8,178,884円
600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	9,067,162円 8,841,640円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	9,668,887円 9,447,247円
800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	10,223,626円 10,008,010円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	10,741,356円 10,533,451円
1Tbit/sの符合伝送が可能なもの	11,227,484円 11,028,732円
2Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15,071,668円 15,010,818円
3Tbit/sの符合伝送が可能なもの	17,962,377円 18,082,904円
4Tbit/sの符合伝送が可能なもの	20,380,714円 20,704,157円
5Tbit/sの符合伝送が可能なもの	22,506,314円 23,046,020円
6Tbit/sの符合伝送が可能なもの	24,428,578円 25,193,819円
7Tbit/sの符合伝送が可能なもの	26,199,484円 27,197,161円
8Tbit/sの符合伝送が可能なもの	27,852,297円 29,087,795円
9Tbit/sの符合伝送が可能なもの	29,409,886円 30,887,547円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	30,888,471円 32,611,897円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	43,100,802円 47,399,223円

	30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	52,900,129円 59,883,571円
	40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	61,505,637円 71,228,534円
	50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	69,370,155円 81,866,292円
	60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	76,720,302円 92,013,134円
	70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	83,687,064円 101,794,072円
	80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	90,355,683円 111,290,461円
	90Tbit/sの符合伝送が可能なもの	96,783,542円 120,557,068円
	100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	103,011,807円 129,633,182円

2-7 削除

2-7の2 SIPサーバ機能

区分		単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	アイ以外のもの 1通信ごとに	0.46312円 0.37153円	_____
		イ専ら光IP電話の提供の用に供するもの 1通信ごとに	1.24059円 1.13176円	

2-7の3 SIP信号変換機能

区分		単位	料金額	備考
SIP信号変換機能	SIPサーバと連携して、IP通信網内で流通するSIP信号を終端し、IP通信網とこれに相当する協定事業者の網との間で流通可能なSIP信号に変換する機能	1通信ごとに	0.030195円 0.030820円	_____

2-7の4 番号管理機能

区分		単位	料金額	備考
番号管理機能	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	1通信ごとに	0.034153円 ----- 0.034563円	-----

2-7の5 ドメイン名管理機能

区分		単位	料金額	備考
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してIPアドレスを出力する機能	1通信ごとに	0.017413円 ----- 0.014327円	-----

2-8 削除

2-9 削除

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	6.1848円 ----- 5.3833円	-----
(2) 削除	-----	-----	-----	-----

2-10-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 2-10-1第1欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1秒ごとに	0.00157764円 ----- 0.00137828円	-----
(2) 削除	-----	-----	-----	-----

2-11 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(11) 削除				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額 1,172円 1,812円	
		イ 端末回線伝送機能 2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額 51円 69円	
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	37円 55円	
(14) 削除				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	37円 75円	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	51円 69円	
(17)～(17)-2 削除				
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	37円 75円	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額 380円 289円	
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額 1,184円 1,585円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	37円 75円	
(21)～(22) 削除				
(22) (23) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	ア イ以外の場合	月額 655円 2,292円	
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額 128円 112円	

(23) (24) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能です。）	ア 1Gbit/sタイプ	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,020,132円 1,016,136円	—
		イ 10Gbit/sタイプ	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,929,997円 2,267,942円	
(24)～(25) (25)～(26) 削除	—	—	—	—	—
(26) (27) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	—	1回線ごとに月額	161円 151円	—

2-12 端末間伝送等機能

2-12-1 基本額

1回線ごとに月額

区分			減額率	料金額	備考	
端末間伝送等機能	第5条（標準的接続箇所）表中第1欄で接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同となる機能	ア 一般専用に係るもの	(7) (イ)以外のもの	3.5%	専用サービス契約約款の該当する基本額から基本額に減額率を乗じた額を減じた額	—
			(イ) 連絡調整業務なしの場合	9.5%		
		イ 高速デジタル伝送に係るもの	(7) (イ)以外のもの	8.6%		
			(イ) 連絡調整業務なしの場合	21.6%		
		ウ 削除	—	—		

2-12-2 加算額

1回線ごとに月額

区分	料金額	備考
回線終端装置の部分の加算額	専用サービス契約約款の料金表を準用します。	—

2-13 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考	
(1) 削除					
(2) 一般中継系ルータ 交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1 Mbitまで ごとに月額 0.000032877円 0.000038848円	—	
		イ 高優先クラス	1 Mbitまで ごとに月額 0.000032720円 0.000038725円		
		ウ 優先クラス	1 Mbitまで ごとに月額 0.000024938円 0.000022132円		
		エ ベストエ フォートクラス	1 Mbitまで ごとに月額 0.000026010円 0.000030759円		
(3) 一般中継系ルータ 接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0343089円		
(4) 一般IP通信 網県間中 継系ルータ 交換伝送機 能	一般県間中継局ルータ（一般中継局ルータであって、専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うもの（IPoE方式で接続する場合及びIP電話の提供の用に供するものに限ります。）をいいます。以下同じとします。）等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケット（優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下同じとします。）に係る交換及び伝送を行う機能を含みます。）	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものであって、イ以外の場合（100Gb/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 東京都内の設置場所において接続する場合は東日本全域とします。  (7) 大阪府内の設置場所において接続する場合は西日本全域とします。  (4) (7) 以外の場合	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額 6,923,611円 4,573,718円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用しません。
		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続し、優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットに係る交換及び伝送を行う場合	1 Mbitまで ごとに月額	0.000040762円 0.000010424円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用しません。
		ウ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄（IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合	1秒ごとに	0.0000196円 0.0000217円	

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	62,402円	_____
		<u>73,658円</u>	

2-15 音声接続に係る組合せ適用接続機能

区分		料金額	備考	
組合せ適用接続機能	メタルIP電話接続機能（接続料規則第4条の2第1項に規定する機能をいいます。）、ワイヤレス固定電話接続機能（接続料規則第4条の2第2項に規定する機能をいいます。）及び光IP電話接続機能（接続料規則第4条の2第3項に規定する機能をいいます。）を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7—2欄で接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	_____	
				<u>1.62376円</u>
				<u>1.36147円</u>
		1秒ごとに		
			<u>0.0184238円</u>	
			<u>0.0184705円</u>	